

## モデル事業実施にあたってのポイント(市町村担当者向け) (案)

### 0 . はじめに

本資料は、使用済製品のリユースを推進しようとする市町村の担当者に向けて作成したものである。平成 23 年度に実施した「市町村とリユース業者との連携によるリユースのモデル事業」の成果を踏まえて、他の市町村において同様の事業を実施・展開する際のポイント・留意すべき点について整理を行っている。

なお、モデル事業を実施した地方自治体からの意見を踏まえ、適宜見直し・修正を行っていく。

### 1 . 地域内事業者リスト方式

#### (1) 地域内事業者リスト方式の概要

市町村が、地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布します。使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース事業者の活用を促します。

#### (具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民が市町村から配布されたちらし等を閲覧し、リユース事業者へ直接・連絡をします。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合は、回収・買取を行い、買取ができない場合には、市民に改めて市町村へ粗大ごみ等処理の連絡を依頼します。

リユース品としての買取方法は、店頭買取(市民が店舗に持参する)、出張買取(リユース事業者が市民宅に訪問する)、宅配買取(製品を宅配便で送る)の3つの方法が考えられます。



(2) 「地域内事業者リスト方式」での実施事項の整理

地域内事業者リスト方式を実施する場合、準備・実施において必要な調整・決定事項を図表1に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、事業者の選定、事業者リストの作成、住民への広報など
- ・実施段階では、リユース利用状況の確認、より効果的な事業とするための工夫などが必要となります。

図表 1 地域内事業者リスト方式における市町村・リユース事業者の実施事項

		市町村	リユース事業者
準備段階	事業者の選定 (募集・要請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内のリユース事業者の確認</li> <li>・事業者の選定基準、募集方法の検討</li> <li>・事業者への協力要請事項の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との連携可否の検討</li> <li>・協力要請事項の承諾</li> </ul>
	事業者リスト・ ちらしの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者リストの掲載項目の検討</li> <li>・ちらし、ポスターの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者リスト作成のための情報提供 (事業者概要、品目、買取基準など)</li> </ul>
	住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちらし、ポスターの配布</li> <li>・ウェブサイト、広報紙等への掲載</li> <li>・その他、住民に周知するための方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への広報・PRの支援</li> </ul>
実施段階	リユース利用 状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの問い合わせ対応</li> <li>・利用状況、進捗状況の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの買取 (店頭、出張、宅配)</li> </ul>
	より効果的な 事業とするた めの工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ受付時等のリユース利用案内</li> </ul>	

(3) 「地域内事業者リスト方式」実施の際の留意点

1) 事業者の選定 (募集・要請)

事業者の選定にあたっては、事業者の選定基準及び募集方法、リユース事業者への協力要請事項を決定する必要があります。

<p>地域にどのようなリユースショップがあるか確認しましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話帳、インターネット検索のほか、業界団体・企業のウェブサイトなどでも確認ができます。大別すると、店頭買取、出張買取、宅配買取の3つに分類されます。</li> <li>・リユース業界団体のウェブサイトにて加盟企業の情報を確認できます。 JRCA (ジャパン・リサイクル・アソシエーション) URL: <a href="http://www.jrca-reuse.com/">http://www.jrca-reuse.com/</a> JRO (日本リユース機構) URL: <a href="http://www.jro.or.jp/">http://www.jro.or.jp/</a> JRAA (日本リユース業協会) URL: <a href="http://www.re-use.jp/">http://www.re-use.jp/</a></li> </ul>
--

連携するリユース事業者の選定基準、募集方法を検討しましたか？

- ・住民に安心して利用してもらうためにも、連携するリユース事業者が、法令遵守の徹底はもちろん、引き取った製品のトレーサビリティの確保など、信頼できる事業者が確認する必要があります。
- ・モデル事業では、主にリユース業界団体から紹介を受けて、連携先を選定いたしました。
- ・地域のリユース事業者に個別に依頼することも考えられます。モデル事業において、広報紙を使って連携を希望するリユース事業者を公募し、主だったリユース事業者には電話等で参加・協力の呼びかけを行った地域もあります。

リユース事業者への協力要請事項を検討しましたか？

- ・住民に安心して利用してもらうためにも、住民が利用する際の具体的な手順・対応方法を確認しておく必要があります。
- ・また、広報したことにより「どの程度、住民の利用があったか？（買取されたか？）」という効果を把握するためには、連携するリユース事業者から利用状況の報告をお願いする必要があります。
- ・モデル事業では「事業へ参画するリユース事業者の方へのお願い」（p.11～13に掲載）を作成し、協力要請事項を整理して、事業者の同意を得て実施致しました。

## 2) リユース事業者リスト・ちらしの作成

リユース事業者リストの作成にあたっては、リストへの掲載項目の検討（リユース事業者と相談・協議の上）、ちらしの内容を検討する必要があります。

リストに掲載する項目・情報を検討しましたか？

- ・モデル事業では、主に以下の項目・情報を掲載しました。
  - 各店舗に関する情報
  - 店舗名 / 住所 / 電話番号 / 営業時間 / 買取品目 / 買取基準 / 利用方法 / URL
  - リユース事業者利用にあたっての注意事項
  - 買取基準に関する注意 / 利用時の留意事項
- ・これらの項目はリユース事業者と相談・協議の上、できるだけわかりやすく作成する必要があります。
- ・限られて紙面では、すべてを記載することはできません。利用する住民がどのようにすれば利用しやすいか、検討する必要があります。

ちらしに掲載する内容を検討しましたか？

- ・モデル事業では、リユース事業者のリストに加え、以下の項目を掲載しました。
  - リユースの内容・必要性 / 市町村による既存のリユースの取組 / 粗大ごみ等の出し方（リユースできなかった場合）
- ・リユースについて正しい知識を持っている人ばかりではありません。ちらしには、リユース事業者のリストに加え、「リユースとはなにか？」「なぜリユースが必要か？」といったこともあわせて広報することが効果的です。
- ・また、これまでリユースショップを利用したことがない住民の方にとっては、リユースショップを利用することに抵抗を感じる方もいると考えられます。モデル事業では、役所内に連絡・相談窓口を設けて、適切なリユース利用を促していた事例があります。

### 3) 住民への広報・PR

住民への広報・PRは、ちらし・ポスターの作成・配布、ウェブサイト活用、広報誌等への掲載などの方法が考えられます。

#### 広報の方法を決めていますか？

ちらしの作成・配布（ポスティング、新聞折り込みなど）  
ポスターの作成・掲示（公共施設など）  
行政のウェブサイトでの案内（事業紹介、ちらし紹介など）  
広報紙での事業紹介  
その他（メールマガジン、回覧板など）

- ・モデル事業においては全世帯へのポスティング、または新聞折込みでちらしを配布しました。また、行政のウェブサイトでの案内、広報紙での紹介、公共施設・リユースショップ内にポスターの掲示、メールマガジンでの発信など実施しました。
- ・粗大ごみ受付時、転入・転出の手続きなどの際に案内するなどの工夫も有効です。
- ・ちらし・ポスターの作成・配布には、一定の予算が必要となります。例えば、広報紙への同封、回覧板等の活用によってこれらのコストを削減することもできます。

### 4) リユース利用状況の確認

実施段階においては、住民からの問い合わせ対応、リユース事業者との連絡調整（特にトラブルが発生した際の対応）、住民の利用状況・効果測定が必要となります。

#### 住民からの問い合わせ先、連絡窓口はありますか？

- ・事業の内容やどのようにリユースショップを利用すれば良いのか、市町村に相談される方もいます。
- ・モデル事業では、各市町村の連絡・問い合わせ先をちらしに記載しています。（具体的な内容としては、事業の内容、連携リユース事業者の選定方法、などについての問い合わせが寄せられました。）

#### リユース事業者との連絡窓口はありますか？

- ・リユース事業者と市町村担当者の窓口を明確にすることで、迅速なトラブル対応や連携が可能となります。
- ・万が一、リユース事業者と住民の間でトラブルが発生した場合には、速やかに情報を共有し、対応を考える必要があります。
- ・モデル事業では、市町村が直接窓口となったケースと、環境省事務局が窓口になったケースのいずれもあります。（なお、トラブルは確認されませんでした。）

住民のリユースショップの利用状況を把握する方法を検討していますか？

- ・リユースショップの活用により、各世帯で使用されないまま保管された製品、リユースの方法・手段が分からず廃棄しようとしていた製品などをリユースすることができます。これは廃棄物の発生抑制の効果と見ることができます。
- ・実際にどの程度の量がリユースされたかは、リユースショップから報告してもらうことが考えられます。
- ・ただし、モデル事業では利用する際に「ちらしを見た」と申告してもらうこととしていましたが、実際は多くの人（5～9割）が申告せずにリユースショップを利用していました。リユースショップからは「ちらしを見て利用した人かどうか判断ができない」といった意見も聞かれており、利用状況の把握のためには工夫が必要です。

（参考）リユースショップでの利用状況を把握するための方策（例）

リユースショップ側から利用者に「ちらし等を見て利用されたのか？」確認する。  
（モデル事業でも一部の店舗では確認をいただいております。ただし、リユースショップにとっては負担となってしまいます。）  
ちらしを持参した人に対してインセンティブを付与する  
（例えば、粗品をプレゼントする、買取価格をアップするなど。）

5) より効果的な事業とするための工夫

住民の方にリユースショップの利用を促すため、例えば、粗大ごみ収集の受付センターでオペレーターからリユースショップ利用を促すといったことが考えられます。

ただし、基本的に対象製品が買取可能かどうかの判断は、リユース事業者にしかならな  
るので、不用意な案内はトラブルの元になる可能性がありますので留意してください。

粗大ごみ収集の受付センター等からリユースショップの利用を促しますか？

- ・モデル事業において、泉大津市では、粗大ごみ収集の受付センターのオペレーターから、リユースショップの利用を促しました。
- ・ここで、すべての方にリユースを促すと、「買取対象製品ではない」「買取の基準に満たない」といったことも考えられるため、慎重に対応する必要があります。
- ・泉大津市では、上記を踏まえて、オペレーター用にマニュアルを作成、依頼者から「まだまだ使えるのに」「もったいないのだけど」といった発言があった場合、対象製品を確認し、買取できない場合もあることを説明した上で、ちらしに掲載しているリユース事業者を紹介していました。

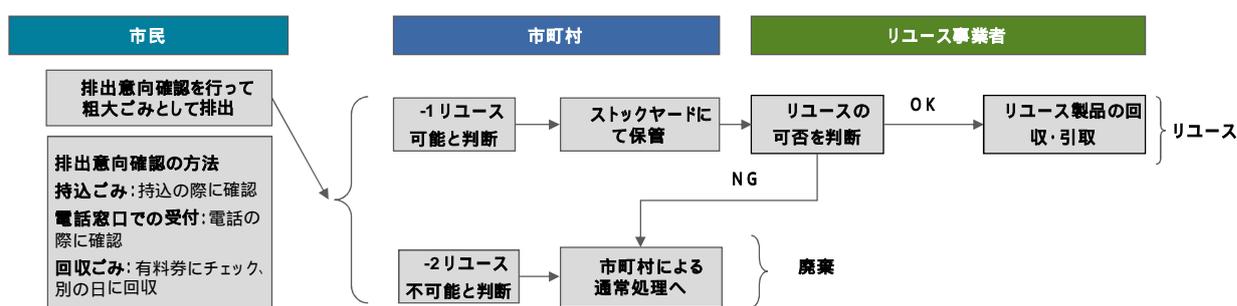
## 2. 市町村回収後選別方式

### (1) 市町村回収後選別方式の概要

市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取ります。

#### (具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで一時保管します。一時保管したもののうち、リユース事業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。



### (2) 実施事項の整理

「市町村回収後選別方式」における、準備、実施の各段階での市町村、リユース事業者の実施事項を図表 2 に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、リユース事業者の選定、住民への意向確認方法の検討、ストックヤードの調整、引渡方法の調整など
- ・実施段階では、リユース利用状況の確認、より効果的な事業とするための工夫などが必要となります。

図表 2 市町村回収後選別方式における市町村、リユース事業者の実施事項

		市町村	リユース事業者
準備段階	リユース事業者の選定	・リユース希望品目の設定 ・リユース事業者の選定	・引取品目の調整
	住民のリユース意向確認方法の検討	・住民のリユース意向確認方法を検討・決定	
	ストックヤードの選定・調整	・ストックヤードの調整・確保	・引取品目に応じて必要なストックヤードの広さ、状況を相談協議
	引渡方法の調整	・一次選別の方法・基準 ・査定・買取頻度の調整	・一次選別の方法・基準の協議
実施段階	リユース状況の確認	・査定・買取への立会い	・査定・買取の実施
	より効果的な事業とするための工夫	・リユース事業者との協議・相談による一次選別の精度向上	

### (3) 市町村回収後選別方式実施の際の留意点

#### 1) リユース事業者の選定

粗大ごみ等の収集・処理の状況より、どの品目をリユースしたいかある程度検討しておく必要があります。その上で、対応可能と考えられるリユース事業者と連携する必要があります。

地域にどのようなリユースショップがあるか確認しましたか？

- ・ 電話帳、インターネット検索のほか、業界団体・企業のウェブサイトなどでも確認ができます。大別すると、店頭買取、出張買取、宅配買取の3つに分類されます。
- ・ 市町村選別方式の場合には、出張買取に対応しているリユースショップが望ましいです。(店頭買取、宅配買取の事業者でも相談・協議次第で実施できる可能性があります。)
- ・ リユース業界団体のウェブサイトにて加盟企業の情報を確認できます。  
JRCA (ジャパン・リサイクル・アソシエーション) URL : <http://www.jrca-reuse.com/>  
JRO (日本リユース機構) URL : <http://www.jro.or.jp/>  
JRAA (日本リユース業協会) URL : <http://www.re-use.jp/>

どのような品目、どのように収集したものをリユースしたいか検討していますか？

- ・ 粗大ごみ等の収集・処理の状況より、どのような品目でリユースの可能性がありそうか、リユースを進めていきたいか確認してください。(この時点で特定する必要はありません。詳細は、実物を見ながら、リユース事業者と相談・協議して決定してください)
- ・ また、行政が戸別収集する粗大ごみ、住民がクリーンセンター等に自己搬入する粗大ごみ、いずれを(または両方)対象とするか検討する必要があります。
- ・ リユース事業者によって取扱品目は異なり、買取りできる品目/できない品目があります。

連携するリユース事業者の選定方法を検討しましたか？

- ・ 連携するリユース事業者が、法令遵守の徹底はもちろん、引き取った製品のトレーサビリティの確保など、信頼できる事業者か確認する必要があります。
- ・ モデル事業では、リユース業界団体から紹介を受けて、連携先を選定いたしました。

#### 2) 住民のリユース意向確認方法を検討

排出者(一般市民)と引き取り者の間に何らかの契約関係の成立を観念できる場合、リユースの可否を確認するという手順が欠けると、問題を生じる恐れがないとは言えないため、当該製品をリユースしても良いか排出者に確認を行うことが望ましいと考えられます。

モデル事業においては、排出者から粗大ごみを引き取る際に、当該製品をリユースしても良いか排出者に確認して実施しました。

リユース意向確認に関する考え方は次ページを参照。

住民のリユース意向の確認方法を検討していますか？

- ・モデル事業においては、戸別収集、自己搬入のいずれにおいても、ちらし等を用いて事業概要を説明、リユースをしてもよいかの確認・署名をもらいました。
- ・署名の方法としては、“リユースしてもよい”場合に署名する方法、“リユースしたくない”場合に署名する方法のいずれも実施しました。
- ・戸別収集では、住民と対面し、その場で重量測定・処理料金徴収して収集する形式でした。対面して収集する際に、ちらし等を用いて事業概要を説明、趣旨に賛同してくれる方の製品を対象としていました。
- ・自己搬入の場合には、受付時・処理料金徴収時に、ちらし等を用いて事業概要を説明、趣旨に賛同してくれる方の製品を対象としていました。

図表 3 リユース意向の確認・署名方法（左：秦野市、右：綾部市）

年 月 日

**粗大ごみリユース同意書**

(宛先)  
秦野市長

住所  
氏名

私は、市に処分を依頼した粗大ごみのうち、次の物品を再利用（リユース）することに同意します。  
また、この物品をリユースしたことで生じる売却益が市の歳入となることに同意します。

物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	

年度	受付日	受付者	確認者

**環境省  
リユースモデル事業について**

綾部市は“リユース（再利用）”をすすめています

**粗大ごみのうす、再利用可能なものをリユースします！**

**リユース（再利用）のご希望をぜひお伝えください**

粗大ごみを分別されたうえで、自治体によって回収・処理される場合があります。リユース可能な粗大ごみは、自治体から回収された後、自治体から回収された粗大ごみをリユース（再利用）していただくことができます。粗大ごみをリユース（再利用）していただく場合は、自治体から回収された粗大ごみをリユース（再利用）していただくことができます。粗大ごみをリユース（再利用）していただく場合は、自治体から回収された粗大ごみをリユース（再利用）していただくことができます。

リユースを希望しない場合は署名をしていただく。

（参考）粗大ごみ等のリユース時の留意点（専門家からの助言）

通常の排出過程（いわゆる不用品をごみとして処分する）というプロセスから、リユース可能なものを抽出する場合には、排出＝廃棄＝所有権放棄と理解すれば民事法上の問題は特に生じないと思われる。

ただし、リユース事業者にしる行政にしる、排出者（一般市民）と引き取り者の間に何らかの契約関係の成立を観念できる場合、リユースの可否を確認するという手順が欠けると、問題を生じる恐れがないとは言えない。

当事者間の契約の解釈にもよるが、引き取る側はまさに「不用品を引き取ること」が契約（義務）の内容と理解するのが一般的だと考えられ（買い取りならば、売買による所有権移転ですので問題は生じないと考えます）、排出者側は場合によっては「引き取って【廃棄してくれる】こと」を契約内容と考える可能性があるということになる。

専門家いただいたご助言を記載したものです。上記以外の解釈も考えられますので留意ください。

### 3) スtockヤードの調整・確保

収集した粗大ごみ等のうち、リユースできると考えられる製品を一次選別し、保管します。広さや環境などは、対象とする品目、リユース事業者による買取頻度などによりますが、リユース事業者とも協議・相談の上、確保する必要があります。

十分なStockヤードは確保できていますか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・リユースするためには、屋根付きのスペースで保管する必要があります。</li><li>・広さなどは、対象とする製品の種類・リユース事業者の買取頻度にもよりますが、庁内およびリユース事業者との調整が必要となります。</li><li>・モデル事業では、車両駐車スペース(屋根あり)にブルーシートで保護して保管したケース、倉庫(屋根あり、施錠可能)の棚やプラスチックボックスなどに保管していたケースがあります。</li></ul>

### 4) 引渡・引取方法の調整

市町村が収集した粗大ごみ等のうち、まだリユースできると考えられる製品を対象に一次選別、Stockヤードにて保管します。どのような製品であればリユースショップで買取ができるのか、事前に相談・協議しておく必要があります。

一次選別の方法・基準について検討しましたか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村が収集した粗大ごみ等のうち、リユースできると考えられる製品を対象に一次選別します。このとき、“どのような条件のものを一次選別するか”について、リユース事業者と相談・協議しておく必要があります。</li><li>・モデル事業においては、まずは、一次選別の担当者が”リユースショップの店頭にあつたら買いたいもの”を対象に選別、その後、査定・買取の際に、リユース事業者と相談・意見交換を行うことで、徐々に基準を精査していきました。</li></ul>

### 5) リユース状況の確認

一時保管していた製品の数量を踏まえて、リユース事業者と連絡調整の上、査定・買取を行います。査定・回収の方法、リユース事業者の買取に伴う収入(売却収入)の取扱方法など、庁内・リユース事業者と協議・相談して決める必要があります。

査定・買取の手順について検討しましたか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・一定の量がStockされた時点で、リユース事業者による査定・買取を実施します。その際、その場で査定・買取金額まで決定するのか、一旦店舗に持ち帰ってから買取金額を決めるのか、などのケースが想定されます。リユース事業者と協議・相談をして決める必要があります。</li></ul>

収入の取扱はきまっていますか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・モデル事業においては、リユース事業者の買取に伴う収入(売却収入)は、雑収入として処理していました。いずれも明細とともに、現金で受け取っていました。</li></ul>

## 6) より効果的な事業とするための工夫

より効果的に事業を実施するための工夫としては、リユース事業者との協議・相談による一次選別の精度向上、住民に向けての広報・PRが考えられます。

リユース事業者との協議・相談による一次選別の精度向上について検討しましたか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・モデル事業においては、査定・買取の際に、リユース事業者と相談・意見交換を行うことで、徐々に基準を精査していきました。</li><li>・具体的な製品を見ながら、どのような点がリユースできるかどうかの判断基準となるか、意見交換を進めることで、一次選別した製品のうち、買取ができない製品の数は徐々に減少していきました。</li></ul>

住民に向けての広報・PRについて検討しましたか？
<ul style="list-style-type: none"><li>・自己搬入された粗大ごみ等の中には、“付属品が無いために買取ができなかった”といった製品もありました。</li><li>・これは、住民は廃棄するつもりで自己搬入しており、例えば電化製品のリモコンなどを持参しないケースが少なくありません。住民に広く広報・PRすることで、リユースされる可能性がある、ということを前提に排出してもらうことで、リユースできる製品は増えていくと期待されます。</li></ul>

参考資料：リユース事業者の方へのお願い

環境省「使用済製品等のリユース促進事業」  
事業へ参画するリユース事業者の方へのお願い

平成 23 年 月 日

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室  
市 局 課

環境省及び 市では、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とリユース事業者が連携し、使用済製品等のリユースを進めるモデル事業を実施する予定としています。この事業の効果や課題の整理及び課題への対応策の検討等を行うことで、今後の使用済製品等のリユースに関する施策等に活かす予定です。

貴社におかれましては、以下の点を踏まえて事業に参画いただきたく、よろしくお願いいたします。

1) 具体的な引取基準の明示

モデル事業における引取基準は、環境省及び 市が作成するチラシやホームページにおいて、品目、使用年数、外観等に踏まえ、客観的かつ具体的に明示してください。

2) モデル事業における対応手順

モデル事業では、参画いただいたリユース事業者をチラシやポスター、ホームページで市民の方々にお知らせし、リユースが可能な製品を有償で引き取る（買い取る）ことを促し、リユースを進めることを目的としています。モデル事業に関するチラシやポスター、ホームページを見て、貴社へ連絡のあった市民に対し、以下の手順で御対応ください。

< 出張買取の場合 >

モデル事業に関するチラシやポスター、ホームページを見て、貴社へ連絡のあった市民からの連絡を受け、問い合わせのあった製品が、環境省及び 市が作成するチラシやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りできる可能性があるものか判断する。買い取りできる可能性がある場合には、訪問日時を調整して連絡のあった市民宅等に出向く。

貴社のリユースショップにおいてリユース品として販売する目的で買い取りが可能な場合には、貴社の基準に応じた金額を支払い、対象製品を引き取る。（出張費等の費用の徴収は行わないでください。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わないでください。）

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、必要に応じて、粗大ごみの出しかた（地域に応じて）を案内する。

#### <店頭買取の場合>

モデル事業に関するチラシやポスター、ホームページを見た市民の来店を受け、問い合わせのあった製品が、環境省及び **市**が作成するチラシやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りが可能か判断する。

貴社のリユースショップにおいてリユース品として販売する目的での買い取りが可能な場合には、貴社の基準に応じた金額を支払い、対象製品を引取る。(査定費等の費用の徴収は行わないでください。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わないでください。)

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、必要に応じて、**粗大ごみの出しかた(実態に応じて)**を案内する。

#### <宅配買取の場合>

モデル事業に関するチラシやポスター、ホームページを見て、貴社へ連絡のあった市民からの連絡を受け、問い合わせのあった製品が、環境省及び **市**が作成するチラシやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りが可能か判断する。

買い取りできる可能性がある場合には、貴社の宅配買取の手順に応じ、市民から商品を発送してもらい、送られてきた商品を査定する。リユース品として販売する目的での買い取りが可能な場合には、査定結果を市民に連絡し、買取に対する市民の了承を得て、貴社の基準に応じた金額を支払う。(査定費等の費用の徴収は行わないでください。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わないでください。)

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、返送等の手続きを行う。

本人確認の方法、支払い方法等は、貴社の定める宅配買取の手順に応じて実施してください。個別品目で上記によらない場合があればご相談ください。

### 3) アンケート等への協力

#### 市民への調査票の配布及び回収

モデル事業の効果を測定するため、モデル事業に関するチラシやポスター、ホームページを見て、貴社へ連絡のあった市民の方や、貴社のリユースショップを利用した市民の方を対象としたアンケート調査を実施します。調査票の配布及び回収に御協力ください。

#### リユースの実績報告

モデル事業を通じて行われた問い合わせ件数、使用済製品の引取件数(品目別)等を把握し、報告をお願いいたします。(報告いただく内容をまとめた記入様式は、事業実施前に事務局より配布いたします。)

#### アンケート及びインタビューへの対応

モデル事業の終了後、事業に参画いただいたリユース事業者を対象として、アンケート調

査及びインタビュー調査を行う予定としており、調査依頼に御協力ください。調査では、モデル事業の成果、課題、改善点などについて御意見を伺いたいと考えています。

4) 法令遵守とトラブル防止の徹底等

法令遵守及び市民との間のトラブルの防止について、徹底をお願いいたします。

また、貴社の社員・アルバイトの方に対し、本文書の内容についての周知及び徹底をお願いします。

なお、以上の内容に反する対応がなされた場合、やむなくモデル事業への参画を一方向的に打ち切る、あるいはモデル事業を中止する等の措置をとることがありますので、御了承ください。

(以上)